**肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について**

**資料６－②**

**１　事業概要**

Ｂ型・Ｃ型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の患者（年収約370万円以下等制限あり）について、肝がん・重度肝硬変の「入院医療」及び「分子標的薬を用いた化学療法又は肝動注化学療法による通院治療」で、過去12月で高額療養費の限度額を超えた月が２月以上の場合に、３月目以降の医療費に対し、高額療養費の限度額と１万円（患者の自己負担額）の差額を公費助成する。

**＜R3.4～対象拡大＞**平成30年12月に開始の本事業は、国において見直し検討がなされ、令和３年４月からは

従来からの入院医療に加え、分子標的薬を用いた通院医療も対象となり、さらには助成開始が４月目から３月目

（過去１２月）に前倒しとなるなど、対象が拡大。

**２　現状・課題**

上記のとおり、対象者の要件等が拡大されたが、患者・家族への制度の浸透がまだまだ不十分であり、

通院の追加の影響で申請数は増加傾向にあるものの、当初見込よりは申請数が非常に少ない。

**＜認定件数＞**H30:3件、H31:18件、R2:15件、R3:35件（2月末）※R3見込200件

**●課題１**指定医療機関毎の申請数にバラツキ（19/93機関活用）があり、実態把握が必要。

**●課題２**患者・家族への制度周知の強化、指定医療機関（新規指定）の充実が必要。

**３　対応策（R3実施済①②＋R4以降実施予定③）**

①**指定医療機関(93)への実態調査**

院内での周知・連携、対象患者の把握等をR4.1月に調査実施。あわせて、好事例（大阪市大病院）

を紹介し、事業フローや府作成リーフレット等を送付。※調査結果は、今後の対応策の検討材料とする

**＜結果報告（速報版）＞**　調査対象：府内93の指定医療機関　➡　うち、既回答85医療機関（回答率92％）

【Q1】患者への周知方法　※複数回答可

　ポスター掲示・パンフ等（48）、相談窓口対応（26）、主治医から案内（46）、対応なし（11）

【Q2】担当部署の整備、対象者の抽出状況

　担当部署を定めている（43）、担当部署又は主治医が対象者抽出（24）、未整備（32）

【Q3】制度利用に至らなかった理由　※複数回答可

　患者から問合せなし（50）、入院等月数不足（27）、年収超過（20）、患者が申請せず（11）等

【自由記載】

　要件が複雑で対象者の把握困難、患者の9割がアルコール性で対象わずか、年収要件が厳しい　等

❢　患者への周知は進んでいるものの対象者が少ないこともあり、受入体制未整備が比較的多い

❢　さらなる周知と、対象を確実に申請まで繋げる「府と病院の連携」による患者フォロー等が必要

②**医療機関や関係団体経由での周知やB型肝炎患者等への個別案内**

医療機関等ヘの制度周知とともに、核酸アナログ申請等で肝がん罹患判明の患者への制度案内。

③**未指定医療機関への働きかけ**

がん診療連携拠点病院・専門医療機関から未指定機関を抽出し、働きかけ。（指定申請案内等）